

土地及び建物の売払のため、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令167条の6及び上ノ国町財務規則第78条の規定に基づき公告する。

令和5年7月10日

上ノ国町長 工藤 昇



(入札に付する物件)

第1 入札に付する物件(以下「入札物件」という。)は、次のとおりとします。

物件番号	名称	種類	所在地・建物名称	登記地目	現況地目	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	土地及び建物の売払	土地	上ノ国町字湯ノ岱1041番地1の内	雑種地	宅地	16,247.00㎡ うち売払面積 1,500.00㎡	2,250,000円 消費税及び地方消費税相当額を含んでおりません。
		建物	旧湯ノ岱地区町民プール	管理棟 プール	木造 鉄骨造	850.67㎡	

(入札参加資格)

第2 競争入札に参加できる者は、次に各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当するもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する当町職員
- (4) 当町の町税等を滞納しているもの
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は法人の役員等が暴力団員であるもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっているもの
- (7) 前各号のいずれかに該当する者からの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(契約条件)

第3 契約の条件については、別添に示す町有財産売買契約書(案)のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

2 入札物件の売却にあたっては、次の各号に掲げる制限を付します。

- (1) 所有権の移転完了後でなければ、売買若しくは交換等(相続を除く。)による所有権の移転、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を設定することはできません。
- (2) 入札物件を次に掲げる用途に供することを禁じます。また、これらの用途に供されることを知りながら、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは当該物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。
 - ア 暴力団の事務所の用途
 - イ 観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用途
 - ウ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業の用途
- (3) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用をしてはなりません。

(入札物件の調査)

第4 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、物件調書を参考にして、各自で参加申込み前に必ず調査をしてください。また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。

2 現地説明等の内覧会は行いませんので、各自で必ず入札物件の調査をして、法令上の制限等を十分に確認し、入札に参加してください。なお、入札物件の調査に関する問い合わせは、電話で受け付けします。

(入札参加申込み)

第5 入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。なお、郵送による申込みも受け付けします。

2 入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりです。

(1) 受付期間 令和5年7月10日(月)から令和5年7月25日(火)まで
(土・日曜日、祝日を除く。郵送による場合は必着とします。)

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 上ノ国町施設課財産管理グループ
(〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地)

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 添付書類

個人の場合	① 住民票(日本国籍を有しない者については、これに相当する証明書(外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を記載する。)) ② 印鑑登録証明書 ③ 当町の納税証明書(町税に未納がないことを証明する書類)
法人の場合	① 商業登記法により発行された登記事項証明書(外国会社など日本で登記をおこなっていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書(外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を記載する。)) ② 役員名簿 ③ 商業登記法により発行された印鑑証明書 ④ 当町の納税証明書(町税に未納がないことを証明する書類)
共有の場合	☆ 代表者を申込者として記入してください。 ① 代表者選任届兼共有予定者持分内訳書 ② 住民票(共有者全員分) ③ 印鑑登録証明書(共有者全員分) ④ 当町の納税証明書(共有者全員分。町税に未納がないことを証明する書類)
(備考)	① 当町の町税に納税義務のない者は、納税証明書の添付は不要です。 ② 押印が必要な書類には、実印を使用してください。 ③ 添付書類は、いずれも発行後1箇月以内のものに限ります。 ④ 代理人を選任する場合は、委任状を添付してください。

(契約条項の閲覧)

第6 契約条項の閲覧期間、閲覧時間及び閲覧場所は、次のとおりです。

(1) 閲覧期間 令和5年7月10日(月)から令和5年7月25日(火)まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 上ノ国町役場閲覧コーナー
(期間中は、備付けPCより契約条項をUSBメモリ等にコピー可)

(入札参加資格の審査)

第7 この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2に規定する一般競争入札として取扱いますので、入札に参加しようとする者が第2の入札参加資格に該当しないものであることを審査し、一般競争入札参加資格審査結果通知書にて申請書受付後4日以内に通知します。

(入札保証金)

- 第8 入札者は、各自の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を、入札参加申込締切日まで
に納付していただきます。なお、入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。
- 2 入札保証金は、落札者が決定した後、落札者については契約保証金の一部として充当し、落札者
以外には入札終了後に還付いたします。
 - 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は、当町に帰属するものとします。
なお、落札者が第2の入札参加資格に抵触することが判明し、その入札が無効になったときも同様
とします。

(入札及び開札の日時、場所)

- 第9 入札及び開札の日時は、次のとおりです。なお、他の入札と同時に執行するため入札時間が前
後する場合があります。
- (1) 入札期日 令和5年8月1日(火)
 - (2) 入札時間 午前9時30分
 - (3) 入札場所 上ノ国町役場 2階 研修室
 - (4) 開札時間 入札後直ちに行います。

(入札日時の変更等)

- 第10 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができな
いと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止す
ることがあります。

(入札書の記載方法)

- 第11 入札書には、入札金額、入札者の住所及び氏名、他所定の事項を記入の上、実印を押印
しなければなりません。
- 2 入札金額は、土地及び建物の購入希望額並びにその合計額を、アラビア数字を用いて記入して
ください。
なお、契約締結の際は、建物の金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額が契約金額となり
ます。
 - 3 入札書の様式は、A4版サイズで作成してください。

(入札の方法)

- 第12 入札参加者は、第11の入札書を入札用封筒に入れ、割印をして、所定の入札箱に投入して
ください。
- 2 入札を代理人に行わせる場合には、当該代理人をして、入札前に委任状を提出しなければなり
ません。
 - 3 郵便又はFAXによる入札は認めません。
 - 4 入札参加者は、いかなる理由があっても提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をする
ことはできません。

(入札の無効)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。落札決定後又は契約締結後にその事
実が判明した場合も同様とします。
- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (3) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
 - (4) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (5) 入札書に記名若しくは押印のないもの又は入札書の記載事項が不明なもの
 - (6) 入札書の金額を訂正したもの
 - (7) 事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
 - (8) 入札方法に違反して行われた入札
 - (9) 談合その他入札に関して不正行為があったと認められる入札
 - (10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(開札)

第14 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。

2 開札会場には、入札者又はその代理人、入札執行職員及び入札立会職員以外の者は入場できないものとします。

(落札者の決定)

第15 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者となります。

2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない当町職員にくじを引かせます。

3 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名及び落札価格を入札者にお知らせします。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約の締結前までに納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に、契約金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

2 契約保証金は、契約後入札物件の引き渡しを終えたのち落札者に還付いたします。なお、契約保証金を契約金の一部として充当することも可能とします。

3 契約保証金は、第19の契約の解除等により契約を解約されたときは、当町に帰属するものとします。

(契約の締結)

第17 落札者は、落札の日から7日以内に町有財産売買契約書（案）により契約を締結していただきます。

2 契約書に貼付する収入印紙など契約の締結に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(売買代金の支払期限)

第18 契約者は、契約金の全額を当町の発行する納付書により、その発行日から30日以内に納付しなければなりません。契約金の全部又は一部を支払期限までに納入しない場合には、違約金が発生します。

2 契約金の全額を納入しない場合には、契約保証金は当町に帰属することになります。

(契約の解除等)

第19 契約者が契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、当該契約を解除することもあります。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに当該契約を解除することとします。

(1) 第2の入札参加資格を偽る等、不正な行為により契約を締結したとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 第3の契約条件に違反したとき。

3 第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、契約者の負担となります。

(所有権の移転)

第20 契約代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む。）が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況有姿で引き渡します。

2 所有権の移転登記は、土地のみ引き渡し後、当町が行います。なお、契約者が行う場合は、契約時に申し出してください。

- 3 所有権の移転登記に必要な登録免許税など履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担となります。

(契約不適合責任)

第21 この入札物件において契約の内容に適合しないものがあるときも、契約者は当町に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができません。

(境界の明示)

第22 当町は、契約者に対して入札物件の現地における境界を明示するため、境界確定測量を実施し、分筆登記を行います。

2 土地の分筆は、南東面及び南西面に接する道路境界線並びに売却建物の周辺を囲む境界線とし、地積1,500㎡とします。

3 分筆登記に係る費用は、当町の負担とします。

(租税公課)

第23 所有権移転後の租税公課は、契約者の負担となります。

(留意事項)

第24 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

2 現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

3 境界確定測量は、契約後に実施します。

4 土壌汚染調査及び地質調査については、実施していません。

5 町有財産売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

(入札結果の公表)

第25 入札結果の確定後、落札者名及び落札金額を当町ホームページなどで公開しますので、あらかじめ御了承ください。なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

(入札の中止等)

第26 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札参加に要した費用(調査費等)は補償しません。

(その他)

第27 この入札に関し不明な点があった場合には、次に掲げる連絡先までお問い合わせください。

連絡先： 上ノ国町施設課財産管理グループ

電話番号： 0139-55-2311 内線225・226番